

1 学校経営

「生きる力」を育む活力と創意に満ちた学校経営

【方向性】

本県では、平成28年の2月に「栃木教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」を策定し、「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって とともに歩み続ける人間を育てます」を基本理念に掲げ、3つの基本目標「学びの基盤をつくる」「志を立て未来をつくる」「育ちあえる絆をつくる」、及び「15の基本施策」を示した。各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育活動の中で、本県の目指す教育の実現に向け、児童生徒の「生きる力」を育む学校経営に努めることが一層求められる。

その際、各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。

【課題】

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教育課程の編成と実施

各学校においては、これまでの取組を生かしつつ、地域や学校及び児童生徒の実態、心身の発達段階や特性等を考慮し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成のため、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の改善と充実に努めることが求められる。

(2) 組織の活性化と教職員の専門性の向上

教職員一人一人が居がいとやりがいをもって学校経営に参画するためには、学校組織マネジメントの視点から、教職員の資質能力を生かした組織編成や職務内容の明確化と共通理解、ミドルリーダーの育成、教職員評価を生かした個々への働きかけなどが重要である。また、チームによる指導案の検討・作成やワークショップ型授業研究会などの校内研修の充実に図り、校種や教科を越えた共同研究を設定するなどして教職員の指導力の向上に努めることが求められる。

(3) 学校評価を生かした学校づくりの推進

各学校は、教育活動その他の学校運営について、児童生徒や保護者、地域住民に対するアンケート等を含む自己評価と、自己評価の結果を踏まえた学校関係者評価を行い、その結果を公表する必要がある。その際、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施することが求められる。

(H23「芳賀の教育」Q&A集 学校経営「Q1 学校評価を学校運営の改善につなげるためのポイントは何か。」参照)

(4) 教職員のサービスの厳正

信頼される学校づくりの推進に向けて、現職教育等の機会をとらえ、「懲戒処分の基準」「教職員の信頼確保に向けて一不祥事防止のための事例集」等の資料を参考に、具体的な情報提供及び研修を通して教職員の意識化を図り、サービスの厳正に努めることが大切である。

とりわけ各種の情報のデータベース化に伴う情報管理については、細心の注意を払い、個人情報を持ち出しや外部流出の予防に努めることが求められる。

(5) 危機管理の徹底

安全管理に関する校内体制の整備については、「危険等発生時対処要領」の見直しとともに、全教職員で共通理解の徹底を図り、実際の場面を想定し、その対処法を検証するなどの研修の場を設け、教職員の意識の高揚と対応力の向上に努めることが大切である。また、児童生徒の日常生活全般における自らの安全確保や危険を予測・回避できる能力を育成するために、生活安全（防犯）、交通安全、災害安全（防災）の各領域について、計画的・継続的な指導の充実に努めることが求められる。

これらの取組に加え、各学校においては、児童生徒の安全確保の視点から、関係諸機関及び保護者や地域との連携を一層強化することが必要である。

【参考資料】

・「令和2年度 指導の指針」	R02.3	県教委
・「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」	H29.7	文科省
・「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」	H29.3	文科省
・「学校評価ガイドライン〔平成28年改定〕」	H28.3	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」	H28.2	県教委
・「学校における防災関係指導資料」	H25.9	県教委
－東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応－		
・「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告	H24.7	文科省
・「本県教職員の不祥事の撲滅を目指して」	H24.3	県教委
・「栃木県教職員懲戒処分の基準」（H31年4月1日適用）	H16.6	県教委